

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号1】

1 施設の概要

(1) 名称	米子市シルバーワークプラザ
(2) 所在地	米子市錦町一丁目110番地
(3) 構造	鉄骨造り二階建て
(4) 敷地面積	1,368平方メートル
(5) 建築面積	611.5平方メートル
(6) 開館日	平成8年4月1日
(7) 主な施設内容	1階 理事長室・事務室・作業室・倉庫 2階 多目的室(136.5㎡)・会議室(20人)・休憩室・作業室 ※一般共用部分 多目的室(136.5㎡)・会議室(20人)
(8) 施設の設置目的(総合計画との関連性等)	プラザは、健康で働く能力や意欲のある高齢者の就業・研修・会議等の便宜を供与することにより、高齢者の能力活用及び社会参加を推進するため設置されている。 市の総合計画では、豊かな経験や知識・技能を地域社会の中で活かしながら、積極的に社会活動に参加することにより、社会の担い手としての役割と責任を果たすことができる社会参加のための環境づくりの推進を目標としています。このため、プラザでは次に掲げる事項を実施しています。 ・シルバー人材センターの活用による高齢者の社会参加の促進
(9) 施設の現状	高齢者の能力活用及び社会参加を推進するため、働く能力や意欲のある高齢者の就業・研修・会議等の便宜を組織的に提供し、シルバー人材センター事業の拠点として運用されている。
(10) 施設の運営状況(平成26年度)の概要	ア 利用許可件数 351件 イ 利用者数 2,638人 ウ 利用料金収入額 2,120円 使用料の免除対象となる高齢者の労働能力活用を目的とした事業以外の利用がほとんどなかった エ 主な自主事業 ありません。 オ 管理運営費(支出額の合計) 651千円(消耗品、光熱水費、保険料、清掃業務、警備業務、整備保守業務に係る委託料)

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用しないが、指定管理者には使用料の収納事務を委託収入として收受)

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者として理事長1人を、これを補佐する者として事務局長1人を置く。

(4) 管理業務の処理体制

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ シルバー会員理事者会議の開催

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う

(6) その他の条件

ありません

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号2】

1 施設の概要

(1) 名称	米子市観光センター
(2) 所在地	米子市皆生温泉三丁目1番1号
(3) 構造	鉄筋コンクリート造り 地上2階建て
(4) 敷地面積	1, 805. 23平方メートル
(5) 建築面積	1, 610. 46平方メートル
(6) 開館日	昭和58年4月1日
(7) 主な施設内容	多目的ホール(267㎡、舞台装置・音響設備・照明一式)、研修室(84㎡)、調理研修室、和室(12.5畳間)、第1展示ホール(148㎡)、第2展示ホール(122㎡)、第3展示ホール(125㎡)、会議室(39㎡)、観光案内所、バス発着ステーション、駐車場(31台収容)
(8) 施設の設置目的(総合計画との関連性等)	米子市観光センターは、皆生温泉の観光振興を図るため設置されている。 市の総合計画では、観光客の多様なニーズに応えるため、施設整備の推進やサービスの充実を図り、温泉の泉質や日本海に臨む白砂青松の雄大な風景、それを利用した様々なツーリズムを提供し、独自の魅力を発信していく必要があるとしており、その実現のため、官民が連携した観光施策や政策及び施設整備の推進(米子市観光センターの充実した活用)を主な施策としている。
(9) 施設の現状	米子市観光センターは、展示、研修会、講演会等のコンベンションを推進する多目的ホール等を兼ね備えており、訪れる多くの観光客に対し、観光案内、宣伝、宿泊施設の紹介などの利便性を提供するとともに、路線バス等の発着場として利用される各種交通の集中する滞留拠点施設である。
(10) 施設の運営状況(平成26年度)の概要	ア 利用許可件数 1, 985件 イ 利用者数 29, 930人 ウ 利用料金収入額 4, 847千円 エ 主な自主事業 ・皆生温泉素鳳ふるさと館での常設展及び企画展の実施 ・観光センター周辺にぎわい創出事業 ・トリアスロン展の実施 オ 管理運営費(支出額の合計) 7, 429千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・ 指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・ 指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・ 利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・ 事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設の統括責任者1人を定めておく。

(4) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。

(5) その他の条件

ア 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力

イ 指定管理者は、米子市観光センターの近隣に所在する皆生海浜公園多目的広場夜間照明施設（有料公園施設）の使用料収納業務（照明施設利用カードの販売）を無料で行う。

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号3】

1 施設の概要

米子市淀江温浴施設（淀江ゆめ温泉）

(1) 名称	米子市淀江温浴施設（淀江ゆめ温泉）
(2) 所在地	米子市淀江町福岡1547番地
(3) 構造	鉄骨造 地下1階地上2階立て
(4) 敷地面積	5,960平方メートル
(5) 建築面積	1,741.57平方メートル
(6) 開館日	平成12年8月12日
(7) 主な施設内容	大浴場、露天風呂、サウナ、リラクゼーションルーム、休憩室、和室集会室、レストラン、会議室、フロント、ロビー、売店等
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	地域資源である古代文化遺産を活用し、地域の活性化と住民福祉の増進を図る。
(9) 施設の現状	淀江ゆめ温泉は、市民をはじめ近隣市町村民や観光客の温浴施設として、また、各種会合や地域住民のふれあいの場として利用されている。
(10) 施設の運営状況（平成26年度）の概要	ア 利用者（入浴者）数 117,644人 イ 利用料金収入額 50,826千円 ウ 主な自主事業 ・食事売上 31,092千円 ・物販売上 29,620千円 オ 管理運営費（支出額の合計） 計算中

米子市伯耆古代の丘公園

(1) 名称	米子市伯耆古代の丘公園
(2) 所在地	米子市淀江町福岡1529番地
(3) 構造	鉄骨造2階立て ほか
(4) 敷地面積	96,267平方メートル
(5) 建築面積	735.85平方メートル
(6) 開館日	平成7年4月22日
(7) 主な施設内容	管理棟、古代体験の館、弥生村、古代ハスの園、お祭広場等

(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	地域資源である古代文化遺産を活用し、市民の歴史に関する意識の向上及び歴史教育の振興を図る。
(9) 施設の現状	上淀廃寺跡や向山古墳群等の隣接地に古代の生活・文化を感じる施設として整備されたもので、観光客や幼稚園・小学校の校外授業などに利用され、蓮の開花時期をはじめ季節の草木を目当てに愛好者が訪れている。また、各種イベントの際は会場として利用されている。
(10) 施設の運営状況（平成26年度）の概要	<p>ア 利用者数 8,891人</p> <p>イ 利用料金収入額 1,180千円</p> <p>ウ 主な自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古代体験 1,769人 <p>エ 管理運営費（支出額の合計） 23,138千円</p>

上淀白鳳の丘展示館

(1) 名称	上淀白鳳の丘展示館
(2) 所在地	米子市淀江町福岡977番地2
(3) 構造	鉄筋コンクリート造平・重量鉄骨造平
(4) 敷地面積	1,947.33平方メートル
(5) 建築面積	575.57平方メートル
(6) 開館日	平成23年4月24日リニューアルオープン
(7) 主な施設内容	展示室1・2・3（2・3は新館）、収蔵庫等
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	郷土の歴史に関する市民の知識及び教養の向上に資するとともに、地域資源である古代文化遺産を活用し、地域振興を図る。
(9) 施設の現状	<p>上淀廃寺跡ガイダンス施設として平成23年4月にリニューアルオープンし、金堂内部を3体の仏像とともに原寸大で再現されている。このエリアの魅力アップと来訪者の増加を目的として「彼岸花の里づくりプロジェクト事業」に取り組み、上淀廃寺跡法面への彼岸花の植栽作業にボランティアを募集して、このエリアへの関心・愛着を持って継続的に来訪いただけるよう活動されている。</p> <p>現地への案内解説が大変喜ばれている。</p>
(10) 施設の運営状況（平成26年度）	<p>ア 利用者数 3,783人</p> <p>イ 利用料金収入額 707千円</p>

度)の概要	ウ 主な自主事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡案内 2, 252人 ・ 企画展 イベント共催 1, 099人 エ 管理運営費 (支出額の合計) 9, 037千円
-------	---

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・ 指定管理者は、市長（教育委員会）の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・ 指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・ 利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長（教育委員会）の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・ 事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、伯耆古代の丘公園、上淀白鳳の丘展示館には、統括責任者として館長1人を、これを補佐する者として副館長1人を置く。

また、上淀白鳳の丘展示館については学芸員1人を置く。

(4) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。

(5) その他の条件

ア 指定管理者は、雇用する職員の労働条件の維持に配慮

イ 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号 4】

1 施設の概要

(1) 名称	米子市淀江農林産物直売施設（淀江どんぐり村）
(2) 所在地	米子市淀江町本宮 4 6 4 番地 2
(3) 構造	木造平屋建て
(4) 敷地面積	8 1 6 平方メートル
(5) 建築面積	1 3 5. 4 平方メートル
(6) 開館日	平成 9 年 3 月 1 5 日
(7) 主な施設内容	レストラン 農林産物直売所
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	中山間地域である淀江町本宮地区の農家を中心として、レストランと農林産物の直売を通じて本宮地域の活性化を図る。
(9) 施設の現状	<p>地元本宮地区の農家を中心に出荷された季節の野菜や山菜、その加工品などの直売と、レストランでは地元で取れた食材を使ったメニューや季節限定メニューなどが提供され、多くの利用者が訪れている。</p> <p>また、前庭では、本宮の泉湧水が 2 4 時間汲み上げられており、湧水を求めて多くの方が訪れている。</p>
(10) 施設の運営状況（平成 2 6 年度）の概要	<p>ア 利用許可件数 4 7 6 件</p> <p>イ 利用者数 1 4 2, 6 2 3 人</p> <p>ウ 利用料金収入額 0 円</p> <p>エ 主な自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レストラン部門 4, 6 3 0 千円 ・農林産物直売部門 3 8, 0 1 5 千円 <p>オ 管理運営費（支出額の合計） 4 2, 6 3 4 千円 （会計年度 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日）</p>

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、市長（教育委員会）の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・使用料は条例により無料

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、主任事務職員1人、事務職員3人、その他職員を4人以上置く。

(4) 管理業務の処理体制

市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、自主事業の収入によって賄う。

(6) その他の条件

指定管理者は、雇用者の採用及び労働条件の維持に配慮

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号5】

1 施設の概要

(1) 名称	米子水鳥公園（以下「公園」という。） 米子水鳥公園ネイチャーセンター（以下「ネイチャーセンター」という。）
(2) 所在地	米子市彦名新田665番地
(3) 構造	【ネイチャーセンター】木造杉丸太半割葺2階建て
(4) 敷地面積	【公園】287,696.35平方メートル 【ネイチャーセンター】280,089.84平方メートル
(5) 建築面積	974.10平方メートル（ネイチャーセンター）
(6) 開館日	平成7年10月22日
(7) 主な施設内容	【公園】つばさ池、とんぼ池、駐車場、屋外便所、倉庫、観察舎 【ネイチャーセンター】観察ホール、展示室、事務室、会議室、視聴覚室、駐車場 等
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	ネイチャーセンターは、市民の自然環境に関する意識の向上を図るため設置されている。 市の総合計画では、豊かな自然環境の保全と共生を図るため、米子水鳥公園を拠点とする環境学習の推進、米子水鳥公園の運営による中海の賢明利用の促進、米子水鳥公園における湿地保全・水鳥生態調査及びつばさ池の水質調査を行うこととしている。
(9) 施設の現状	【公園】ラムサール条約登録湿地・中海の一角であり、コハクチヨウやカモ類等の野鳥の生息地として保護・管理し、水系循環システム等により園内のつばさ池の水質の維持管理を行っている。 【ネイチャーセンター】野生鳥類の観察、自然環境学習の拠点として、多くの市民等に活用されている。
(10) 施設の運営状況（平成25年度）の概要	ア 入館者数 21,493人 イ 利用料金収入額 2,060千円 ウ 主な事業 ・普及啓発事業 ・調査研究事業 ・広報活動 エ 管理運営費（支出額の合計） 36,005千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理運営

イ 施設等の利用の許可

- ・ 指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・ 指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・ 利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、職員のうちから、指定管理対象施設の統括責任者として1人（ネイチャーセンターの館長を兼ねる者）を置く。

(4) その他の条件

ア 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力